

八代市立二見小学校
「いじめ防止基本方針」

令和4年4月改訂

【 目 次 】

- 1 「いじめ防止基本方針」について
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 児童会活動との連携
 - (6) 関係機関との連携
- 3 本校児童の実態
 - (1) いじめの認知件数
 - (2) 教育相談・健康相談の状況
 - (3) 学校評価から
- 4 本校におけるいじめ防止のための取組
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止・早期発見のための年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
 - (7) 取組への評価
- 5 重大事態への対処
- 6 基本方針の見直し及び公表

1 「いじめ防止基本方針」について

八代市立二見小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

※いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

- ① 教育の根幹に人権教育を据え、学校の教育活動全体を通じ、道徳教育を充実させ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、すべての児童に「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- ③ 未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに努める。

- ④ いじめ問題の取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める取組を推進する。

- ① いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に対応する取組に徹する。
- ② いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る環境づくりに努める。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認した上で、組織的な対応を行う取組を推進する。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談や、早期に関係機関等との連携を図り対応していく。

- ① 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく。
- ② いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- ③ 解決とは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。そのため、解決したと判断したいじめも、継続して注視していくことが必要であり、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との普段からの密な連携を図る。

- ① いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こりえる」、「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」、「まだ気づいていないいじめがある」、「一件でも多く発見し、一件でも多く解決する」との基本姿勢を持ち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことを家庭や地域に十分に理解してもらう機会を持つ。
- ② いじめに関して、学校は「いじめられている子どもを絶対を守る」姿勢を貫くことや、いじめている子どもに対しては、状況に応じて、懲戒（具体的に提示）出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会を持つ。
- ③ PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校関係者評価委員会や学校評議員会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ④ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 児童会活動との連携

児童自らが、いじめのない学校づくりに主体的に関われるように、代表委員会・運営委員会を中心とした児童会活動を充実させていく。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療、福祉機関）との適切な連携を図る。

- ① 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- ② 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3 本校児童の実態

(1) いじめの認知件数

年度	いじめられたと訴えた児童数	調査時点で継続中のもの	年度末での解消率
R 1	0		
R 2	1	0	100%
R 3	2	0	100%

(2) 教育相談・健康相談の状況

学期1回の担任による教育相談は生活アンケートをもとに、児童一人一人と話し合いの場を持っている。学級の間関係（交友関係）への不安を訴え、学級活動等の指導に生かしている。養護教諭による健康相談も担任とは別に相談の機会があることで、より安心感を感じられる機会となっている。

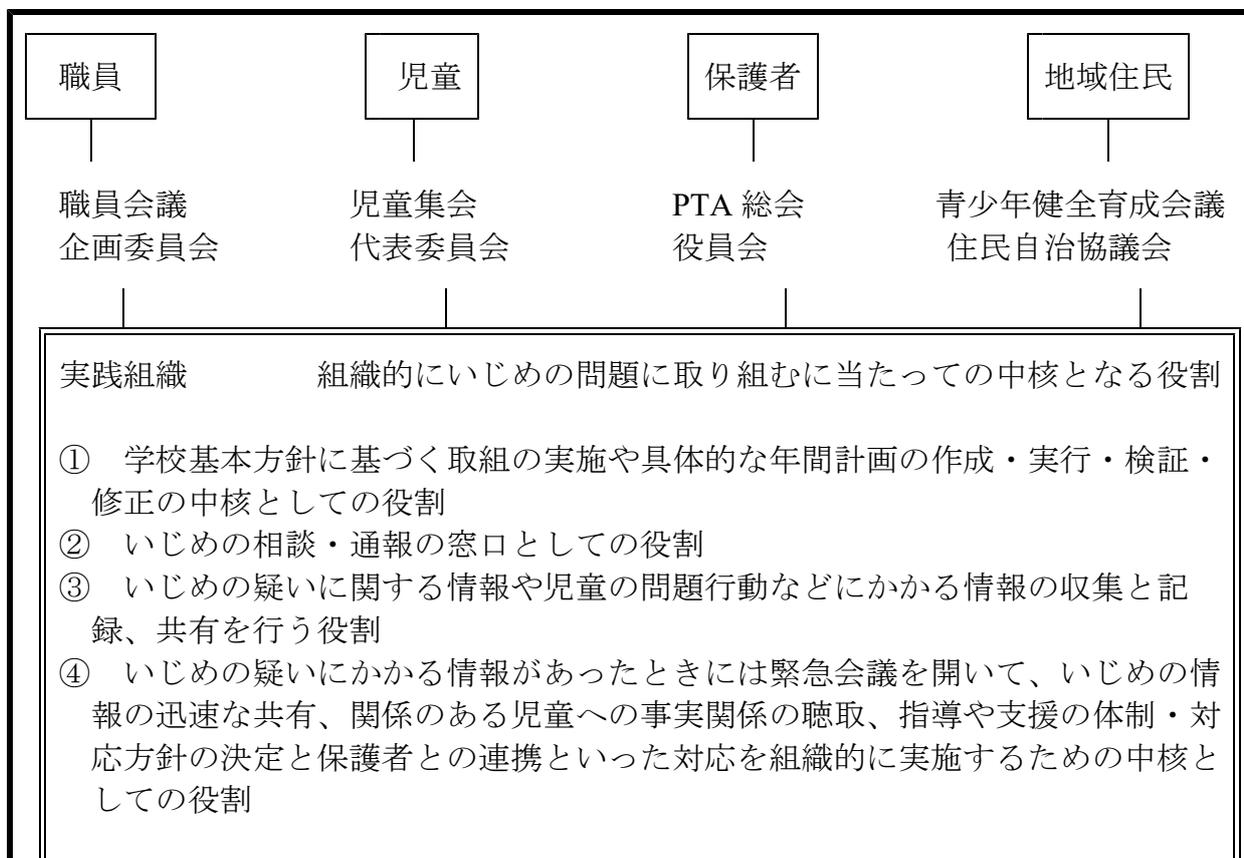
4 本校におけるいじめ防止のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

二見小学校では、いじめ対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であることや必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部の専門家等が参加しながら対応することにより、より実践的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、設置するものである。

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、本校職員、すべての保護者や児童、地域住民などの参加をはかるためにも、職員会議、児童集会、PTA 総会、二見校区青少年健全育成会議などの場で本校の取組を紹介し、協議、検証しながら、学校のみでの対応でなく、家庭、地域ぐるみの防止のための組織としての活性化を図っていく。



二見小学校いじめ対策プロジェクトチーム

***校内組織** 企画・立案、アンケート結果の検証、見届け、軽微ないじめ問題への対応

プロジェクトAチーム【校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、担任】

***拡大組織** 外部の専門的な分野のメンバーも加えたチーム
地域や家庭環境が要因として絡む問題、より深刻な問題、重大事態への対応

プロジェクトBチーム【Aのメンバー、市教委、専門委員】

(2) いじめ未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）絆づくり

- ◎確かな教材研究 4月に校長から提案 学期ごとに教育反省
- ◎授業の中での人権教育 4月に人権教育主任から提案
- ◎担任全員による年1回以上の公開授業の実施
- ◎学習のきまりの共通実践 4月に教務主任から提案

イ 道徳教育の充実

- ◎道徳の年間計画の見直し、確実な実施 道徳推進教師から4月に提案

ウ 児童会活動の充実

- ◎「ありがとうの木」 学校づくり委員会から2学期に提案
- ◎縦割り班活動の実施、充実 4月に児童会担当から提案

エ 保小中連携教育の取組

- ◎入学前の情報共有 保小 夏の保育体験、3月の保育園訪問
2月の小中合同研修での情報提供
3月末の小中連絡会

オ 体験活動の充実

- ◎縦割り班によるVS活動
- ◎地域相撲大会への参加
- ◎各教科活動での体験活動の実施

カ 校内研修の取組

- ◎人権学習の実施 年間 人権教育主任から提案
- ◎自己有用感と自己肯定感を育む教育活動について 4月研究主任から提案

キ 生徒指導充実月間

- ◎児童生徒理解と生徒指導の充実月間・・・4月始業式前の全職員による共通理解
家庭訪問
- ◎いじめ根絶月間・・・6月
5月生徒指導担当から提案
人権集会での校長講話
- ◎命を守る月間・・・9月
8月生徒指導担当からの提案
始業式の校長講話

ク 「命を大切に作る心を育む指導プログラム」の活用

- ◎プログラムの見直し 4月道徳推進教師から提案
- ◎プログラムの実践 年間 各担任
- ◎プログラムの実践報告、反省 学期末

ケ その他

- ◎保護者との連携
 - PTA 総会での子どもの見守り依頼 4月 校長
 - PTA 役員会での連携 年間 校長・教頭
- ◎地域との連携
 - 学校だよりによる地域への啓発 年間 校長
 - 青少年健全育成会議を活用しての啓発 7月

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談

- ◎生活アンケートの実施（児童用）
毎月11日 生徒指導担当
- ◎いじめのサイン発見チェックリスト 6月 生徒指導担当
- ◎教職員の振り返りチェックリスト 6月 教頭
- ◎子どものサイン発見チェックリスト（保護者用）
6・12月 教頭
- ◎心のアンケート 12月 生徒指導担当
- ◎教育相談（6・12月） 提案は生徒指導担当
- ◎健康相談（6月～） 養護教諭

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ◎窓口 全職員
- ◎周知 児童 4月 担任
- 保護者 4月 校長

ウ 電話相談窓口等の周知

- ◎外部機関の周知 児童 6月 担任による説明、校内掲示
- 保護者 4月 資料配付

エ 日々の観察

- ◎保護者との連絡帳
- ◎登校班、給食時間、休み時間での様子
- ◎みつめタイムでの児童の状況の共通理解
- ◎朝の会、帰りの会での様子

(4) いじめの未然防止・早期発見のための年間計画

	1学期	2学期	3学期
行事等	児童理解・生徒指導充実 月間 いじめ根絶月間 生活アンケート いじめサイン発見チェックリスト 教職員の振り返りチェックリスト 子どものサイン発見チェックリスト 教育相談 健康相談 相談窓口（校内・校外）の周知	児童理解 命を守る月間 子どものサイン発見チェックリスト 生活アンケート 心のアンケート 教育相談 健康相談	児童理解 生活アンケート 健康相談
道徳	年間計画の見直し 「命を大切に作る心を育む指導プログラム」の見直し		プログラムの実践報告
学活	人権宣言を考えよう	学級の問題について考えよう	お楽しみ会をしよう
児童会	縦割り班活動提案	ありがとうの木	
その他	職員会議（確かな教材研究の実施、人権教育、全員公開授業、学習のきまり）		
校内研	人権についての学習	人権についての学習	人権についての学習
連携	小中合同運動会 小中合同研修 小中レポート研	小中合同研修 保小中連携会議 小中授業参観	小中合同研修 保小中連携会議 新入学児の情報共有

保小中連携会議 連携カリキュラムの確認 小中授業参観 PTA 総会・役員会 地区懇談会 学校だよりの地域への配付 青少年健全育成会議	保育体験 役員会 学校だよりの地域への配付 小中合同リーダー研	卒業生の情報提供 PTA 総会・役員会 学校だよりの地域への配付
本町神社相撲大会	下大野神社相撲大会	

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

◎正確な情報と正しい現状認識

- ・いじめを受けた子どもの気持ちを重視
- ・一人で判断せず、情報を集めチームで対応
- ・子どもからの聞き取りは最後まで傾聴する
- ・「いじめをしていないのに叱られた」との不満を残さないようにする

イ いじめを受けた子どもへの対処

- ◎子どもが安心して相談できる場を確保する
- ◎訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止める
- ◎徹底して守る姿勢を示す
- ◎スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う

ウ いじめを行った子どもへの対処

- ◎落ち着いて自分を省みられる場を確保する
- ◎自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す
- ◎相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせる
- ◎自らの長所を再認識させる

エ 周囲の子どもへの対処

- ◎「いじめは許されない」ということを毅然とした姿勢で指導する
- ◎いじめを受けた子どもを集団として支える体制づくりを進める

オ いじめを受けた児童の保護者への対処

- ◎家庭を訪問し、子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする
- ◎保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える
- ◎情報を正確に伝え、指導についての経過報告を行う

カ いじめを行った児童の保護者への対処

- ◎家庭を訪問するか、学校で面談を行い、直接いじめの事実について伝える

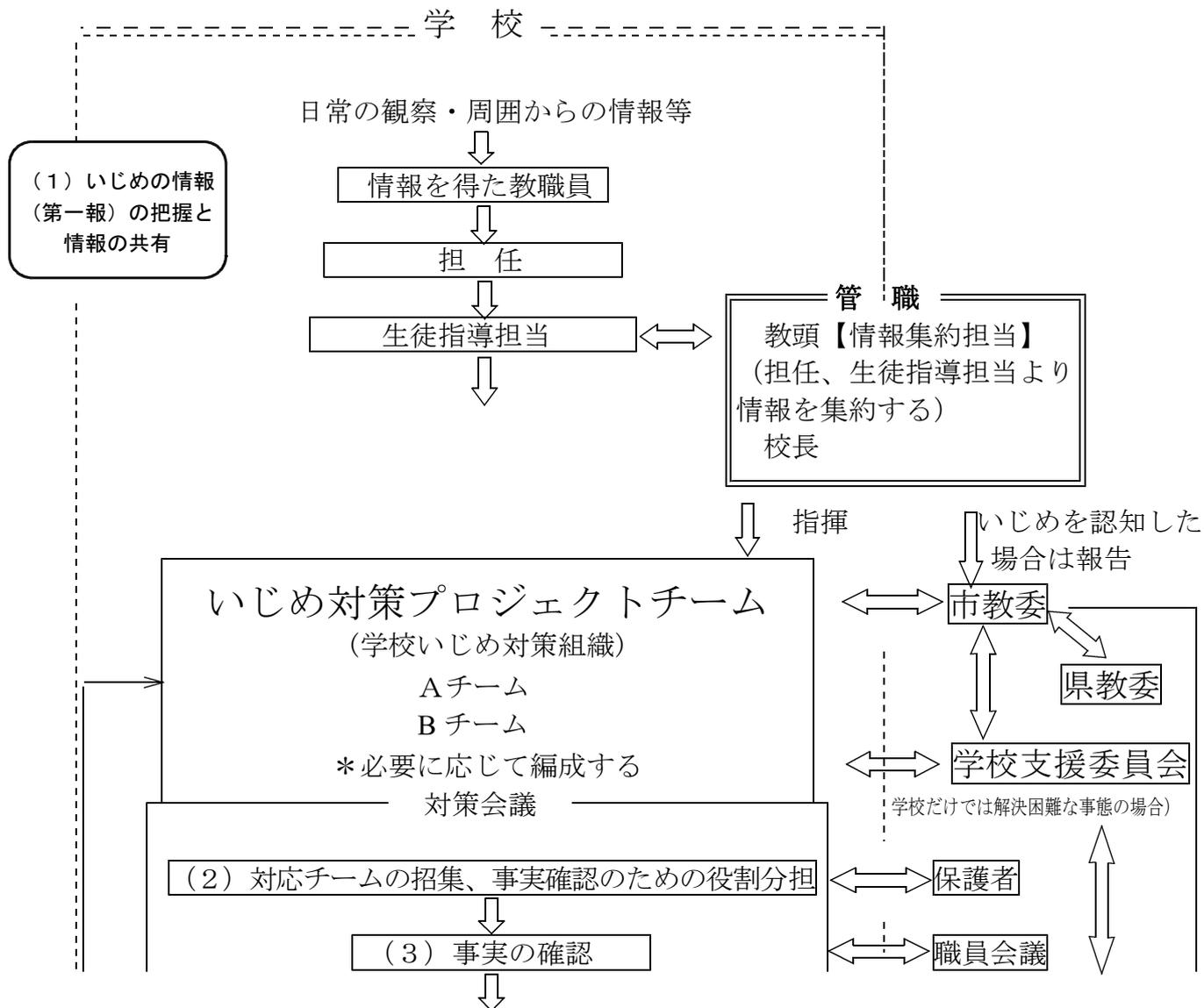
(校長を中心に複数で対応)

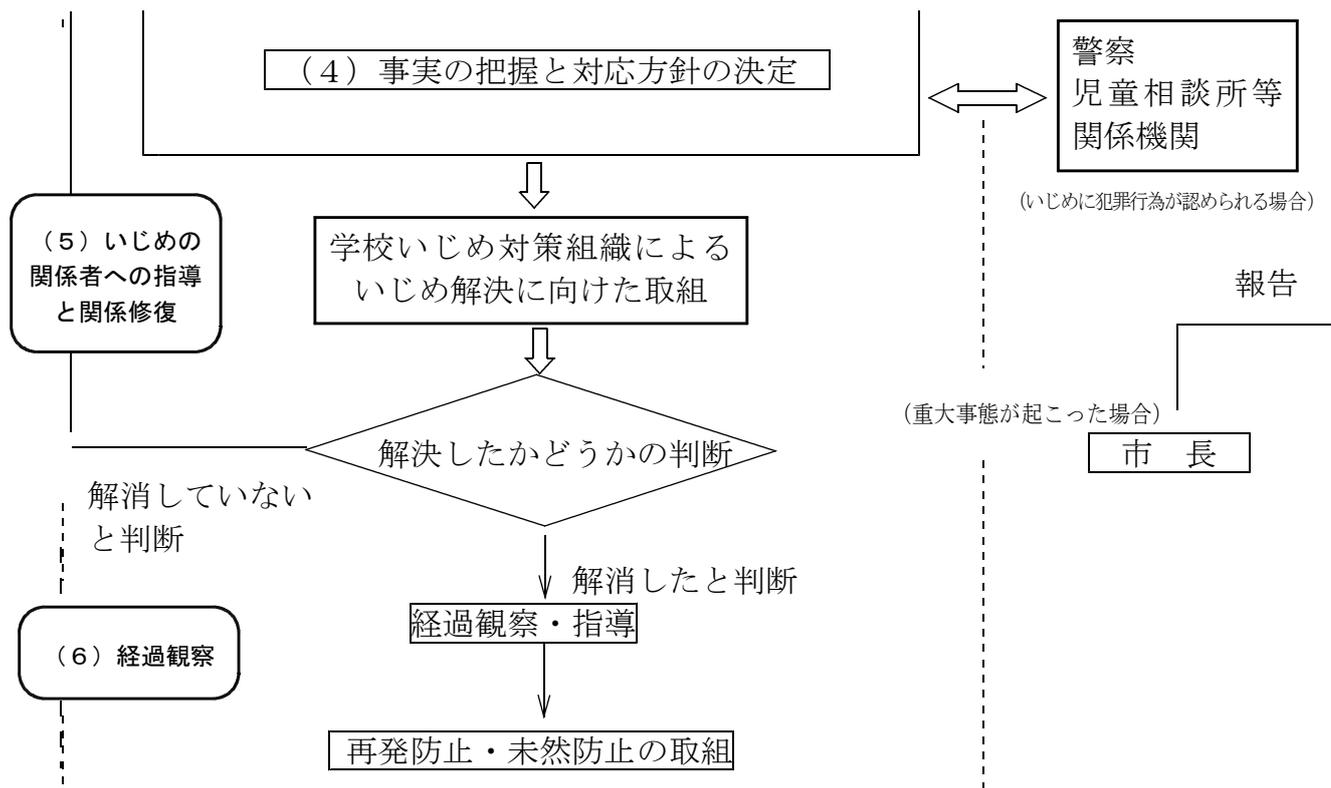
- ◎いじめについての事実関係を、冷静かつ正確に伝える
- ◎一方的に話すことのないよう、十分配慮する
- ◎「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者間の共通理解を図る
- ◎いじめを受けた子どもや保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する

キ 保護者全体への対処

- ◎不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う
- ◎学校の方針や解決の見通しを適切に示し、理解と協力を求める
- ◎人権やプライバシーに配慮しながら、子どもたちを温かく見守ることを願う

(6) いじめ問題対処の流れ





(補足)

○保護者に対して

複数で誠実に対応する。保護者の感情に配慮し、具体的な対応策を示し、協力を願う。こまめに情報提供を行う。

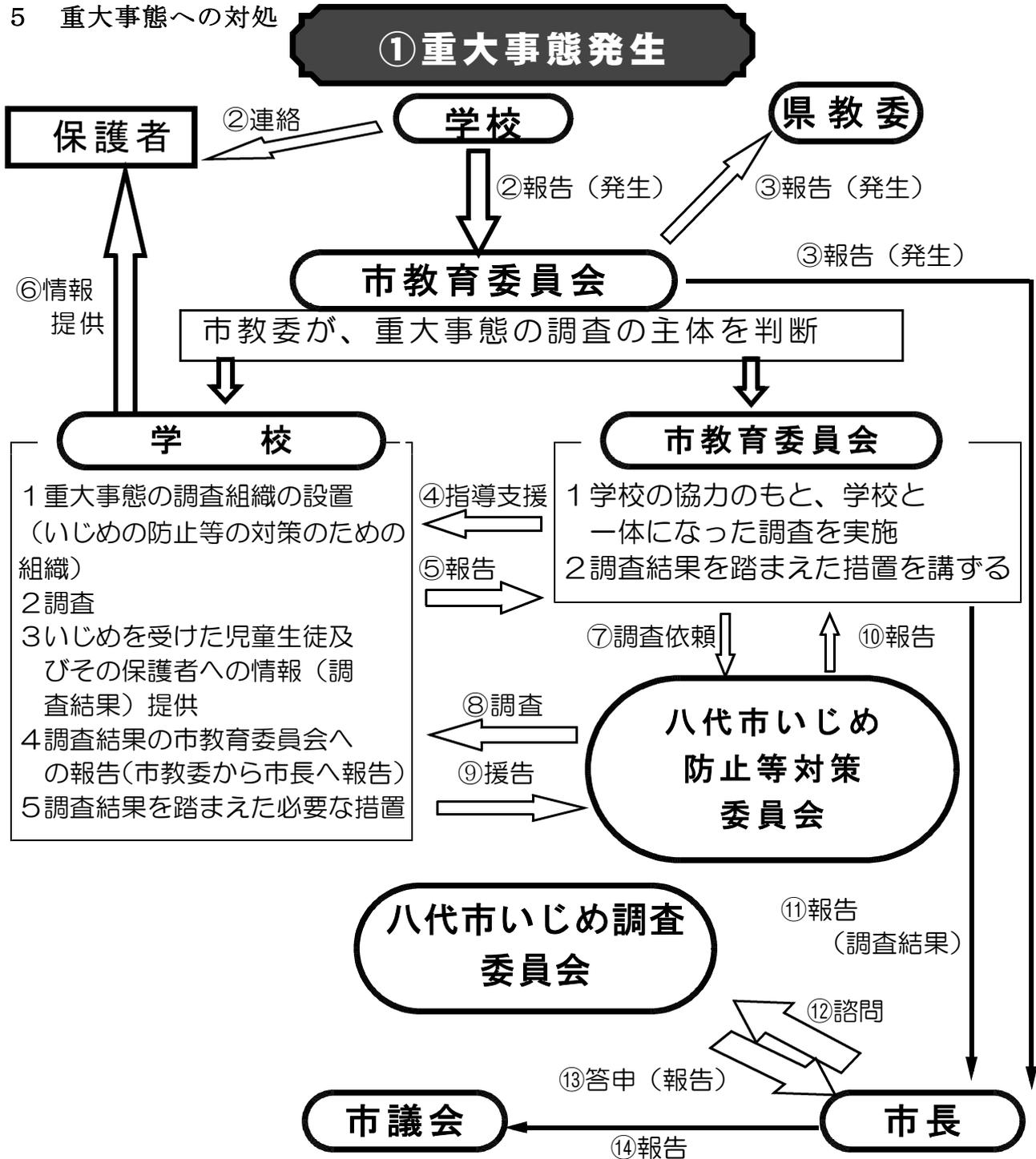
○職員会議にて

全職員に経過報告を行い、共通理解を徹底する。チームで指導・対応する。

(7) 取組への評価

学期末の自己評価、保護者・児童・職員へのアンケートの三者比較とそれをもとにした学校関係者評価委員による学校評価で取組の評価を行う。

5 重大事態への対処



(重大事態)

- いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認

めるとき。

- 2 いじめにより在籍する児童等が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 基本方針の見直し及び公表

毎年度末、取組の評価をもとに、見直しを図り、4月のPTA総会で保護者に、その後、学校ホームページ等で公表する。